

韓国の障害児保育について

— 障害児専門保育施設を中心に —

金允貞

*はじめに

二〇〇八年、母国韓国にしばらく滞在したとき、

久しぶりに学部時代を過ごした大学のキャンパスを訪ねました。日本で博士号を修得した恩師にも久しぶりに会うことができて、日本での生活についていろいろな話もしました。その話の中で、大学のとき親しかつた友人が先生の勤める大学院で勉強し、現在障害児専門保育施設で勤めています。

大学からバスに乗って一〇分ほどで着いたその障害児専門保育施設は、ジャンミオリニジップという保育施設です。この施設は韓国馬山市で最初の障害児専門オリンジップで、馬山市が設立して馬山教会に委託・運営している障害児専門保育施設です。私が大学生だった約十年前には、障害児だけが通う保育施設は聞いたことがなかったため、いつからどういう背景でこういう施設ができるのか知りたくなりました。卒業してから八年、大学時代と共に勉強した友人と

そこで私はこうした障害児専門保育施設を生んだ韓

国の障害児保育の変化と、障害児専門保育施設がどのようなものか調べてみたので紹介していきましょう。

✿「保育」という言葉について

韓国では、「幼児教育」と「保育」という言葉が厳格に使い分けられています。韓国の幼児教育と保育の制度は二元化していて、教育科学技術部が幼児教育を、また女性部が保育を、それぞれ管轄しています。幼稚園と保育所が二元化体制にあることは日本と同様ですが、日本では幼稚園でも保育という言葉を使います。

一九九一年一月、「乳幼児保育法」が制定される前までは、保育の代わりに「託児」という言葉が使われ、託児事業や託児施設と呼ばれていました。それが「乳幼児保育法」の制定を通してやっと託児から保護と教育を統合する「保育」という言葉を使うようになりましたのです。乳幼児保育法では保育をこのように定義しています。「保育とは、乳幼児を健康で安全に保護・養育し、乳幼児の発達の特性に合う教育を提供す

る社会福祉サービスを指す」、また「保育施設とは、保護者の委託を受けて乳幼児を保育する施設を指す」と定義されています。従って、障害児保育とは保育施設で行われるものを感じます。幼児教育の分野では、小学校以上の障害児教育と同じく特殊教育と呼ばれています。

✿障害児保育の流れ

韓国の「乳幼児保育法」及び「児童福祉法」に依拠し実施されている障害児保育は、一九九四年ソウル市にある二つの総合社会福祉館（福祉センター）でモデルケースの障害児託児所を設置・運営したことから始まりました（一九九二年、李マンウ）。その後一九九五年、このモデルケースの事業を基礎に、政府は障害児保育に対する指針を決定し、一九九六年、乳幼児保育法の施行規則を改定して、障害児保育に関する規定を新設しました。そして一九九七年には、障害児専門保育施設に関する設置指定と運営基準が定められました（一九九七年、李ゲウン）。しかし、障害児保育施設は

国からの支援があまりなく、施設を利用する子どもの数も少數にすぎませんでした。幼児教育の分野では、一九九四年に改訂された特殊教育振興法に該当する三・五歳の障害児に対して無償で教育が実施されていましたが、保育施設は支援の対象にならなかつたために、保育施設に通う障害児の家庭は経済的に困難な場合が多く、保育施設に通う乳児は6%に至らなかつた状況でした（二〇〇一年、徐文姫）。

そういう状況の中、一九九九年に全国の障害児専門保育施設協議会が結成されたことによつて障害児保育の無償保育について議論されるようになり、二〇〇三年三月から無償保育が全国的に実施され、全国の保育施設を利用しているすべての障害児が無償保育の対象になりました。無償保育の実施は保育施設を利用する障害児に対して家庭の所得を問わずに国が責任をもつて保育するという方針を表明した、障害児保育分野での公保育の実現化を意味します（二〇〇三年、金ホスン）。この無償保育の実施を皮切りに、政府は障害児

専門施設を優先的に支援し、拡大していきました。³そして、現在韓国の障害児専門保育施設数は、二〇〇一年の調査で五十九箇所（保健福祉部、二〇〇一年保育統計）だったのが、百四十四箇所（中央保育情報センター、二〇〇六年保育統計）にまで増えています。

＊障害児専門保育施設

韓国の障害児保育施設は、障害児だけを保育する専門施設と一般の保育施設で保育する統合保育施設と区分することができます。障害児専門保育施設とは、障害児を専門と保育する施設（国公立、法人、民間、個人、家庭保育施設）を指します。二〇〇八年韓国のが「保育事業案内」の定義によると、「障害児専門保育施設」とは、障害児だけを二十人以上保育するために乳幼児保育法施行規則による施設及び設備を備え、常時十八人以上の障害児を保育する施設中、市・都知事または市・郡・区庁長が障害児専門施設と指定した施設⁴です。現在全国の障害児保育施設数は統合施設が七に対

して、専門施設が三という比率で多くなっています。しかし、専門施設に通う子どもの数が統合施設より圧倒的に多いのです。

この施設は、〇歳から十二歳までの障害児が入所の対象で、障害児福祉カードを持つてある子どもの保育料は無償になります。障害児三人に保育士（韓国では保育教師といいます）が一人、三人を超えるごとに保育士を一人増員します。そして、障害児九人に対する教師の中で一人は必ず特殊教師の資格をもつてゐる者を配置するよう規定されています。また、保育士と特殊教師以外に治療士（療法士）が共に保育をしています。クラス構成は障害の種類及び程度によつて編成・運営するように規定されていますが、実際の調査によると異年齢の構成が最も多く（五十%強）、次に障害の種類によるクラス構成になつています（二〇〇六年、虚ジンミ）。

李（二〇〇三年）は、障害児専門保育施設の機能の中で早期リハビリサービスが障害児保育の最も重要な内容であると述べながら、障害児保育施設は障害児のリハビリという専門的機能を担つていてこと、一般保育施設とは一線を画していると言つています。金（二〇〇三年）は、障害児保育事業は、障害児に必要な成長・発達のサービスを提供することによつて障害児の発達と障害児家庭の福祉を増進させる社会福祉事業であると述べながら、障害児には障害の克服・緩和

障害児専門保育施設では、施設内にほぼ一〇〇%治療室（療法室）を保有して、主に行動療法及び言語、

のための専門的なリハビリプログラムが必要とされると語っています。また李（二〇〇二年）は、障害児は一般児と異なる発達の特性をもつてゐるために、彼らの発達特性や要求に合う保育サービスを提供する必要があると述べました。こういう研究者らの主張を見て

も、韓国の障害児保育は障害児のリハビリや治療を一番大事に考えていることがわかります。

* 障害児保育と生活の大切さ

友人が勤めている障害児専門保育施設ジャンミオリ

ニジップを訪ねたときに、私は彼女と施設での保育についていろいろな話をしました。そこで一番印象に残つたことは、一緒に保育をしている特殊教師、療法士、保育士との間で保育観や子ども観の違いがあるということでした。友人の話によると、保育士は子どもと生活しながら見える子ども本来のままの姿を重視したいと思うけれども、そういう考え方が特殊教師や療法士にはなかなか伝わらないそうです。たとえ

ば、今楽しく遊んでいるのに療法の時間だといって療法室につれて行かれてしまったときの子どもの表情を見ると、それが本当にこの子どもの幸せになるのか、子どものために本当にいいのかと考えてしまうということです。

施設に来ている子どもは、特殊教師や療法士と行う療法の時間以外、保育室でほかの友達や保育者と共に遊びながら生活を送っています。そして子どもと生活を共にしている保育者にはその場で何が起こっているか、子どもが何をどう感じているかが伝わります。

子どもは生活を送る中で多くの人々と出会い、関係を結びながら成長していきます。それは障害をもつてゐるか否かに関係ないものです。保育はこういう子どもの生活を保障しなければならないものでしょ。ここで、私はリハビリや治療が必要ではないということを言つてゐるのではありません。もちろん、一人ひとりが今よりよい生活ができるような適切な治療を受けることは大事なことです。しかし、障害をもつてゐる

からと言つて保育が子どもの生活より治療という目的にはかりに向かっていくと、子どもの生活の中で大切な部分が抜け落ちてしまう気がします。

*おわりに

今回、友人の勤めている障害児専門保育施設を訪問したことを見つかけに、韓国の障害児保育について私自身多くのことを学び、感じることができました。日本で約四年間、私は子どもの存在感や自主性をできるだけ尊重しようとする私立の養護学校（現在特別支援学校）に実習生の立場で通いましたので、そういう観点から韓国の障害児専門保育施設を見ることができたと思います。障害児保育施設ができるて十年あまりの韓国で、障害児保育がリハビリや治療だけではなく、今後もっと子どもの生活や人々との関係の大切さにもより目を向けられるようになつたらと願っています。

（お茶の水女子大学 人間文化創成科学研究所

発達人間科学専攻 保育・児童学領域 博士後期課程）

1 ディランミはバラという意味、オリニジップは子どもの家という意味で保育所を指す。

2 韓国の南にある人口約四十万人の小都市。

3 保健福祉部（現在の保健福祉家族部）は毎年十箇所ずつ政府支援施設として障害児専門保育施設を増加させ、地域ごとの均衡を保つようにした。

4 保育事業案内（二〇〇八年）
http://www.bsccare.or.kr/Main_Disp.asp?menu=menu2_1

参考文献

- 李文姫 「障害児童保育現況と政策課題」 韓国保険社会研究院 二〇〇一年
- 李マンウ 「障害児保育の活性化方案」 立法情報 第五十六号 国会図書館立法電子情報室 二〇〇二年
- 金ホスン 「障害児無償保育政策樹立の背景と向後計画」 国立特集教育院 特集教育政策フォーラム 二〇〇二年
- 李ケユン 「障害児童専門保育実態と改善方向」 全国障害児童専担保育施設協議会 「ハムケヘネム」（ともに成しえようという意味）二〇〇三年六月
- 虚ジンミ 「障害児童専門オリニジップの教育課程運営の実態」 総信大학교 育育大学院 教育学科 幼児教育専攻 修士論文 二〇〇六年
- 鄭ヨンスク・李サンボク 「障害児童保育施設の実態及び支援現況と政策的提言」 大邱대학교 社会科学研究所 会科学研究 第十三集 第一號 三十一—六十二頁、社二〇〇七年